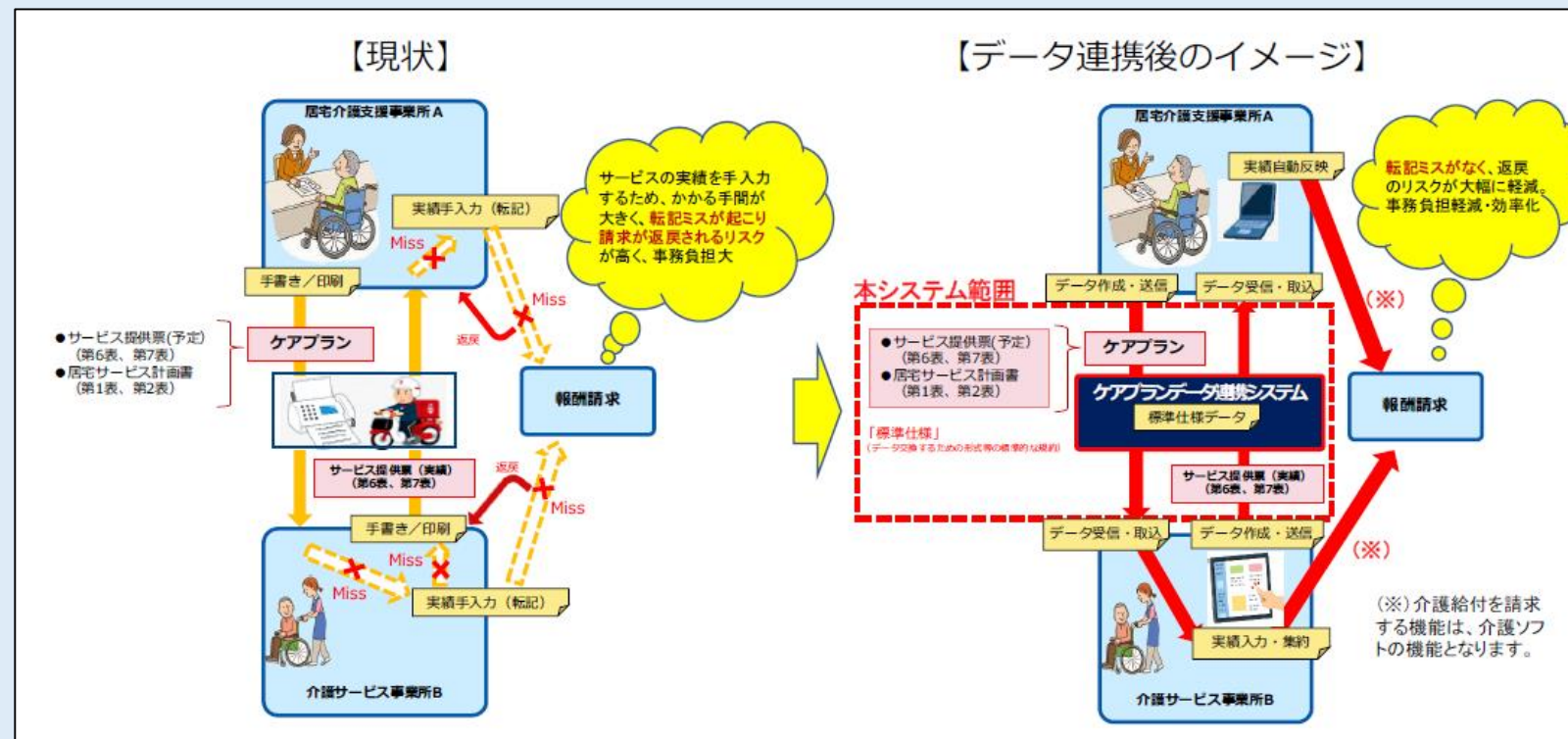


ケアプランデータ連携システムについて

1 概要

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステム



(厚生労働省提供資料より)

ケアプランデータ連携システムについて

2 効率化・効果

■業務の効率化

【期待できる削減効果例】

- ・記載時間の**削減**
- ・転記誤りの**削減**
- ・データ管理による文書量**削減**
- ・介護従業者の負担**軽減**



【効率化による相乗効果例】

- ・利用者支援にかかる**時間増**
- ・ケアの質の**向上**



■費用効果

【期待できる効果例】

事業所がケアプランを送付するために掛かる費用の削減が見込まれます。

- ・人件費の削減
- ・印刷費の削減
- ・郵送費の削減
- ・交通費の削減
- ・通信費(FAX)の削減

(人件費削減を考慮した場合)

約81万6千円/年の削減

※1ヶ月あたり約6万8千円 × 12ヵ月

(人件費削減を考慮しない場合)

約7万2千円/年の削減

※1ヶ月あたり約6千円 × 12ヵ月

※調査研究のアンケート結果から試算した
全国平均の見込み金額あり、削減費を確約
するものではありません。



【コスト削減による相乗効果】

- ・介護人材の**新規確保**
- ・介護人材の**定着率向上**
- ・事業所環境の**維持費、改善費の割当額の増加**

ケアプランデータ連携システムについて

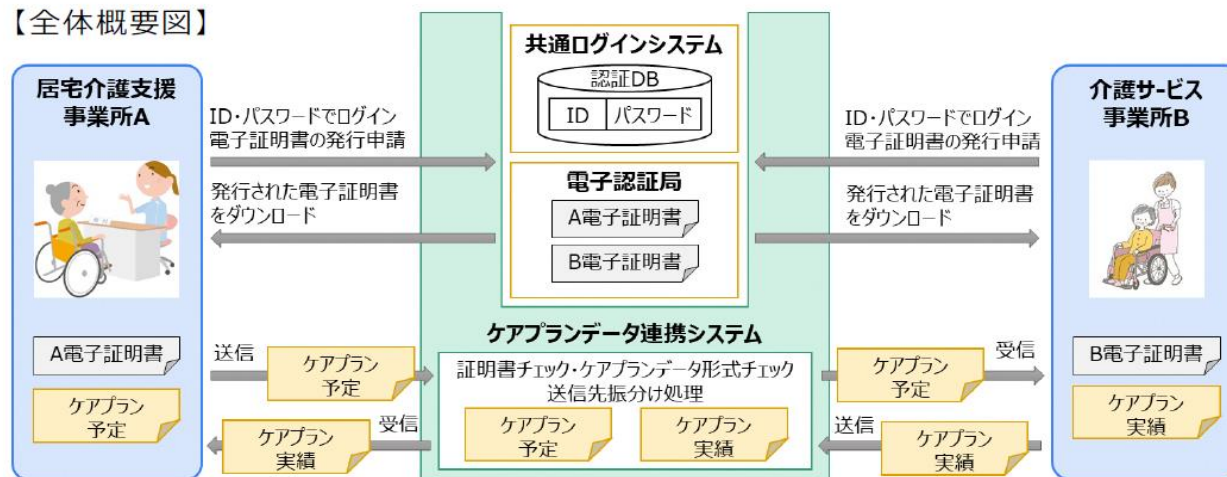
3 全体概要

3. システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「**ケアプランデータ連携クライアント**」と運用センターに設置される「**ケアプランデータ連携基盤**」から構成されます。

介護事業所の利用者は、「**ケアプランデータ連携クライアント**」からインターネット回線を經由し、「**ケアプランデータ連携基盤**」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

【全体概要図】

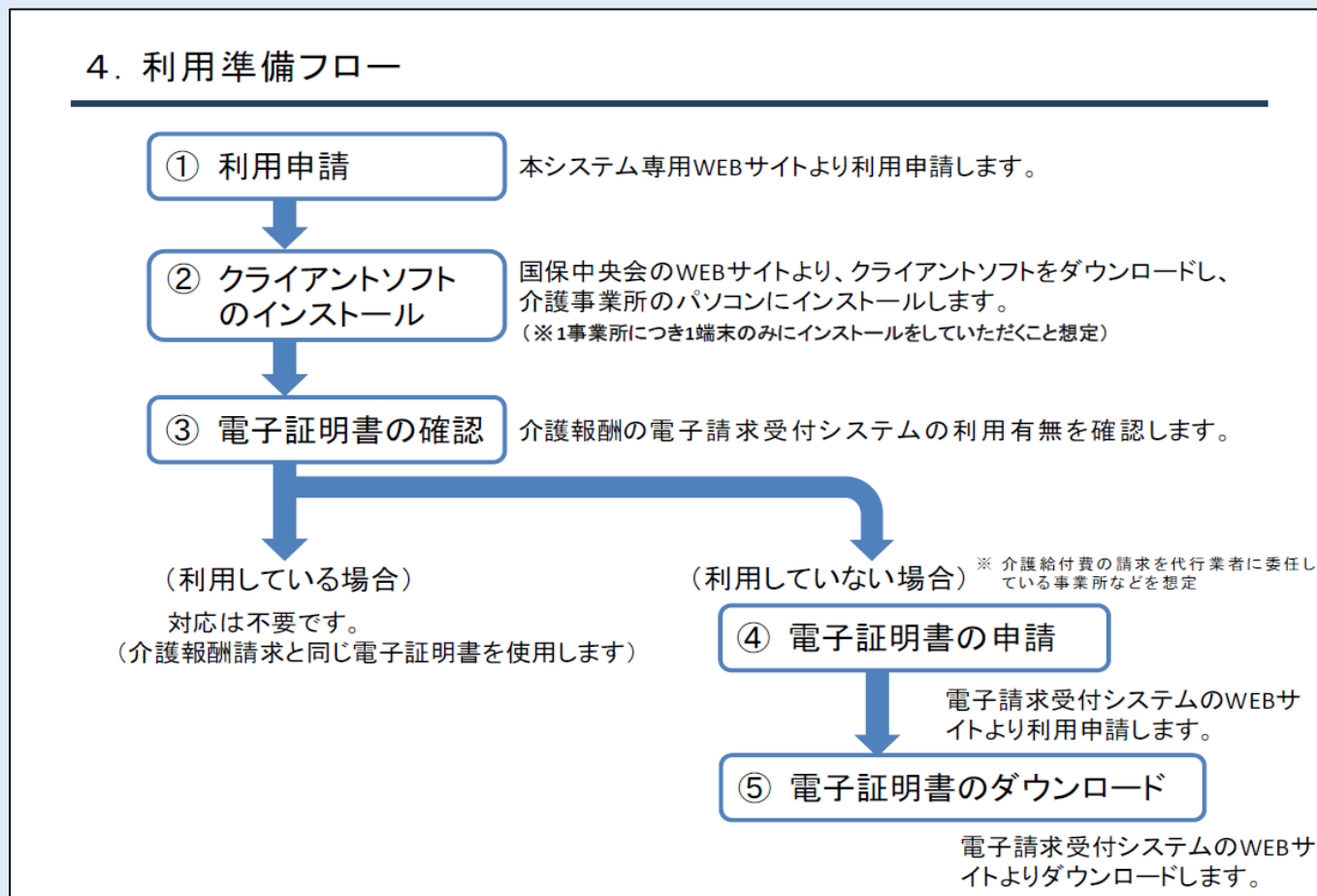


- ・ インターネット請求で実績のあるセキュアな通信方式を採用し、安心、安全を提供
- ・ インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

(厚生労働省提供資料より)

ケアプランデータ連携システムについて

4 利用準備フロー



(厚生労働省提供資料より)

ケアプランデータ連携システムについて

5 利用準備に関するQ & A

5. 利用準備に関するQ&A

Q ケアプランデータ連携システムの利用に必要な(事前に準備する)環境は？

A 必要な環境は、以下のものとなります。

- ・インターネットが使用できるパソコン(Windows10以降)
- ・厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト

Q 送信側の事業所が利用登録しても、受信側が利用登録をしていないと使えないのか？

A データのやり取りを行うためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。

Q 事業所にある複数台のパソコンにインストールすることは可能か？

A 1事業所1端末にインストールいただくクライアントソフトを共有してご利用いただく想定です。

Q ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行手数料は、現存の介護保険請求の電子証明書発行手数料と同額になるのか？

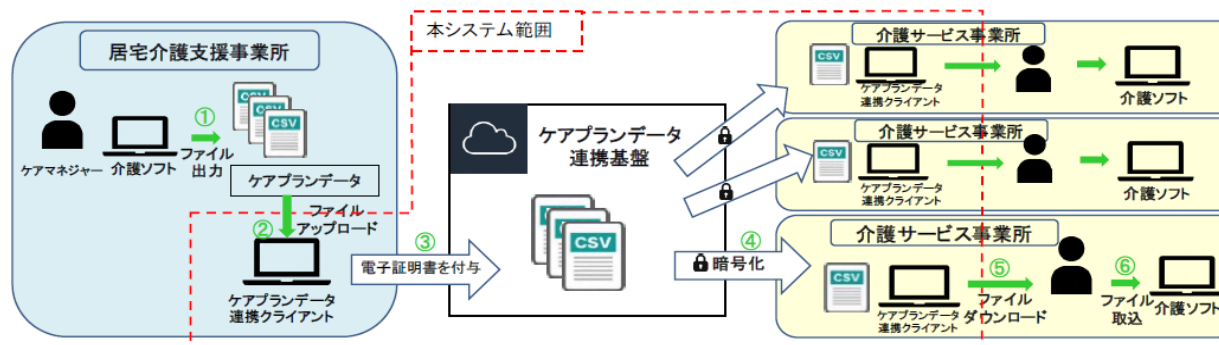
A 現存の介護保険請求の電子証明書をお持ちの場合には、そのままご利用いただき、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。また、現存の電子証明書をお持ちでない場合は、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行は必要ですが、発行手数料は無料となります。

ケアプランデータ連携システムについて

6 業務フローについて

6. ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(1/2)

【ケアプランデータ(予定)の連携 業務フロー図】



【居宅介護支援事業所】

- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力(保存)します。
- ② 出力(保存)したケアプランデータ予定ファイルをデータ連携クライアントにアップロードします。
(※出力したCSVファイル(1表,2表,6表,7表)の他、PDFファイル(3表等)のアップロードが可能です。)
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

【介護サービス事業所】

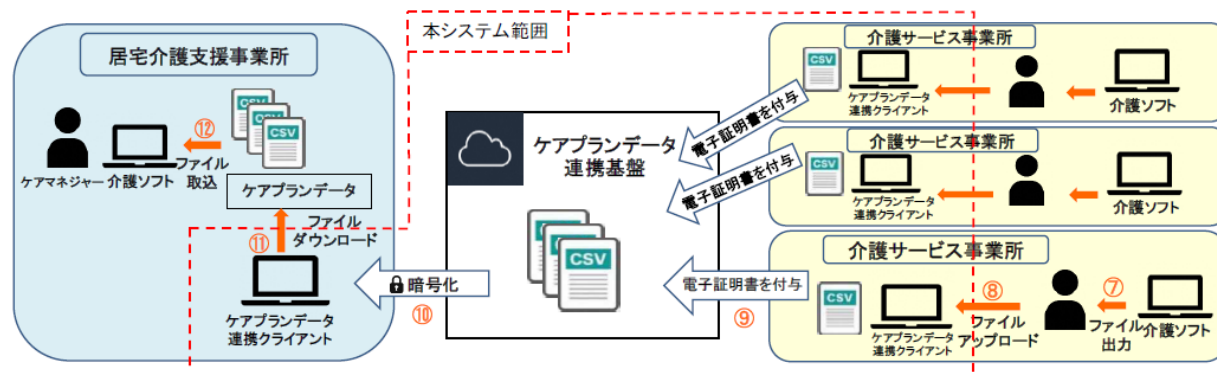
- ④ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロードします。
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

ケアプランデータ連携システムについて

6 業務フローについて

6. ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(2/2)

【ケアプランデータ(実績)の連携 業務フロー図】



【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力(保存)します。
- ⑧ 出力(保存)したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロードします。
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

ケアプランデータ連携システムについて

7 スケジュール

7. スケジュール

- ・令和5年4月1日から利用申請の受付を開始いたします。
- ・令和5年4月14日以降、クライアントソフトのインストールが可能となります。
- ・令和5年4月20日の稼働から、システム利用（送受信）できます。



(厚生労働省提供資料より)

ケアプランデータ連携システムについて

8 料金について

8. 料金について

■ケアプランデータ連携システムの料金について

- ・1事業所あたり(1事業所番号ごと)のライセンス料は年間21,000円(消費税込み)
- ・ライセンスの有効期間 1年間
- ・支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引となりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応いたします。

Q 複数の介護事業所を運営している場合はどのようなになるか？

A 複数事業所を運営している場合であっても、1事業所番号あたり21,000円が必要となります。

Q 複数年を利用する場合、例えば3年間利用する時の料金はどのようなになるか？

A 利用期間については、1年間ごとの契約となります。

3年間ご利用いただく場合は、 $21,000円 \times 3 = 63,000円$ となります。

関連資料について

ケアプラン標準仕様、利用準備に関するQ & A等の詳細につきましては、下記の関連HPで内容をご確認ください。

厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>

国保連合会中央会HP

<http://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>

上記の2つのウェブサイトには、動画による説明も掲載されています。

介護保険最新情報

Vol.1096 Vol.1124